

令和元年 5 月 24 日現在

第 55 回日本学生支援債券

債券内容説明書

(証券情報)



1. 本「債券内容説明書（証券情報）」（以下「本証券情報説明書」という。）において記載する第 55 回日本学生支援債券（以下「本債券」という。）は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年 6 月 18 日法律第 94 号）第 19 条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、独立行政法人日本学生支援機構（以下「本機構」という。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券の発行者である本機構の詳細について記載した平成 30 年 8 月 24 日付「債券内容説明書（法人情報） 平成 29 事業年度」（以下「法人情報説明書」という。）は、本機構の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項を同日時点以前の情報に基づき記載しています。本債券への投資判断にあたっては、法人情報説明書も併せてご覧下さい。
4. 本債券については、金融商品取引法第 3 条が適用されることから、同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。
本証券情報説明書及び法人情報説明書は、本債券に対する投資家の投資判断に資するために、本機構の業務、財務の内容等について本機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項の規定に基づく届出目論見書ではありません。
5. 本機構の財務諸表は、「独立行政法人通則法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 37 条及び「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」（平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 23 号）第 8 条の規定に基づき、国の独立行政法人会計基準研究会及び財政制度審議会公企業会計小委員会が定めた「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成されています。
6. 本証券情報説明書及び法人情報説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供するとともに、本機構ホームページ(<https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/setumeisho/index.html>)にも掲載します。

目 次

第一部	証券情報	1
第 1	募集要項	2
1	新規発行債券	2
2	債券の引受け及び債券に関する事務	5
3	新規発行による手取金の使途	5
第二部	参照情報	7
第 1	参照書類	8
第 2	参照書類の補完情報	8
第 3	参照書類を縦覧に供している場所	16

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行債券

銘 柄	第 55 回日本学生支援債券	債 券 の 総 額	金 30,000,000,000 円
記名・無記名の別	一	発 行 価 額 の 総 額	金 30,000,600,000 円
各 債 券 の 金 額	1,000 万円	申 込 期 間	令和元年 5 月 24 日
發 行 価 格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円 00 銭 2 厘	申 込 証 拠 金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 00 銭 2 厘とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息を付けない。
利 率	年 0.001%	払 込 期 日	令和元年 6 月 7 日
利 払 日	毎年 6 月 20 日 及び 12 月 20 日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償 還 期 限	令和 3 年 6 月 18 日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募 集 の 方 法	一 般 募 集		
利息支払の方法	利息支払の方法及び期限 (1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和元年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 (2) 発行日の翌日から令和元年 6 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を計算するときは、半箇年の日割をもって計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (4) 債還期日後は、利息をつけない。 (5) 本債券の利金は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号、以下「振替法」という。）及び上記「振替機関」欄に定める振替機関（以下「振替機関」という。）の業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に従って支払われる。		
償 還 の 方 法	1. 債還金額 各債券の金額 100 円につき金 100 円 2. 債還の方法及び期限 (1) 本債券の元金は、令和 3 年 6 月 18 日にその総額を償還する。 (2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前日にこれを繰り上げる。 (3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (4) 本債券の元金は、振替法及び振替機関の業務規程等に従って支払われる。		
担 保	本債券の債権者は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところにより、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保 提 供 限 制	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	そ の 他 の 条 項	該当事項なし	

摘要	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付</p> <p>(1)株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）</p> <p>本債券について、機構は R&I から AA の信用格付を令和元年 5 月 24 日付で取得している。R&I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対する R&I の意見である。R&I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関する R&I が公表する情報へのリンク先は、R&I のホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>R&I: 電話番号 03-6273-7471</p> <p>(2)株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）</p> <p>本債券について、機構は JCR から AAA の信用格付を令和元年 5 月 24 日付で取得している。JCR の信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。</p> <p>JCR の信用格付は、債務履行の確実性の程度についての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCR の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCR の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。</p> <p>JCR の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCR の信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関する JCR が公表する情報へのリンク先は、JCR のホームページ (https://www.jcr.co.jp/) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (https://www.jcr.co.jp/release/) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下の通り。</p> <p>JCR: 電話番号 03-3544-7013</p> <p>2. 振替法の適用</p> <p>本債券は、振替法の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>3. 本債券に関する募集の受託会社</p> <p>(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社三菱UFJ銀行とする。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに機構及び募集の受託会社との間の令和元年 5 月 24 日付第 55 回日本学生支援債券募集委託契約証書（以下「募集委託契約」という。）に定める事務を行う。</p> <p>(4)本債券の債権者は、募集委託契約に定める募集の受託会社の権限及び義務に関するすべての規定の利益並びに募集の受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。</p> <p>4. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1)機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第 2 項の規定に違背し、5 営業日以内に履行又は治癒されないとき。</p> <p>(2)機構が発行する本債券以外の債券及びその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず 5 営業日以内にその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が 10 億円を超えない場合は、この限りでない。</p>
----	--

摘要	<p>(3)機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ機構の解散期日の 1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4)法令若しくは裁判所の決定により、機構又は機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>(5)機構が独立行政法人日本学生支援機構法の定める業務の全部若しくは重要な一部を休止若しくは廃止した場合、又はその他の事由により本債券の債権者の権利の実現に重大な影響を及ぼす事実が生じた場合で、募集の受託会社が本債券の存続を不適当であると認め、機構にその旨を通知したとき。</p> <p>5. 期限の利益喪失の公告 前項の規定により機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>6. 公告の方法</p> <p>(1)機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に關係を有する事項であつて、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各 1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p> <p>7. 債券原簿の公示 機構は、機構本部内に債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>8. 本要項の変更</p> <p>(1)機構は、募集の受託会社と協議のうえ、本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、本要項を変更することができる。</p> <p>(2)前号に基づき本要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と募集の受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>9. 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2)債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の 3 週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4)本債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の 10 分の 1 以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6)前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7)債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本「摘要」欄において同じ。）の議決権の総額の 5 分の 1 以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の 3 分の 2 以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8)前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般的利益に反するとき</p> <p>(9)本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところに従い、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10)債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対して効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるものとする。</p> <p>(11)本項に定めるほか債権者集会に関する手續は機構と募集の受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第 6 項(2)に定める方法により公告する。</p> <p>(12)本項の手續に要する合理的な費用は機構の負担とする。</p>
----	---

摘要	<p>10. 募集の受託会社への事業概況等の報告</p> <p>(1) 機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は機構の内部規則その他の定めに反しない範囲において、機構に対し、業務、財産状況を知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p>
----	---

2 債券の引受け及び債券に関する事務

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	野 村 證 券 株 式 会 社	東京都中央区日本橋一丁目 9番 1号	百万円 10,800	1. 引受人は本債券の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本債券の引受手数料は総額 3,250 万円とする。
	大 和 証 券 株 式 会 社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番 1号	9,600	
	S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号	9,600	
債券に関する事務	計	—	30,000	
	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社 三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7番 1号		

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,000,600,000 円	41,495,000 円	29,959,105,000 円

(2) 手取金の使途

令和元年度の第二種奨学金(※)在学中資金に充当。

(※) 第二種奨学金については、「債券内容説明書（法人情報）平成29事業年度 第1 法人の概況

3 事業の内容 (4) 事業の概要 【奨学金事業】<貸与奨学金>」をご参照ください。

本機構は、ICMA（国際資本市場協会：International Capital Market Association）が定義するソーシャルボンド原則（以下「ソーシャルボンド原則」という。）に基づく以下のフレームワークにより、ソーシャルボンドを発行します。本債券については、ソーシャルボンド原則に適合する旨、独立した第三者機関であるヴィジオアイリス（Vigeo Eiris）から、セカンドオピニオンを取得しております。

【参考】セカンドオピニオン（発行者：ヴィジオアイリス）

<https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/socialbond.html>

ソーシャルボンドフレームワーク

1. 資金の使途	<ul style="list-style-type: none">日本学生支援債券で調達した資金は、「第二種奨学金の在学中資金」として充当されます。第二種奨学金の貸与事業は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の内、目標4。「すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。」の達成に貢献します。
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	<ul style="list-style-type: none">奨学生の採用プロセスは、校長からの推薦の上、本機構が選考により実施しています。奨学生の選考に際しては、人物、学力及び家計の各基準について、業務方法書の規定に基づき、総合的に判断しています。第二種奨学金の貸与基準は、第一種奨学金に比べて緩やかな基準となっています。原則として、基準を満たす申請者全員に対して貸与することとしています。
3. 調達資金の管理	<ul style="list-style-type: none">日本学生支援債券の発行日は、第二種奨学金の送金日の2営業日前に設定しており、調達額全額が充当されるため、未充当資金が生じることはないスキームとなっています。
4. レポートリング	<ul style="list-style-type: none">独立行政法人通則法第32条に基づき、毎事業年度、業務実績等報告書を作成し、文部科学大臣の評価を受けています。毎事業年度、財務諸表等を作成し、文部科学大臣の承認を受けています。

第二部 參 照 情 報

第1 参照書類

本機構の経理の状況その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書（法人情報） 平成 29 事業年度」（平成 30 年 8 月 24 日付作成）

第2 参照書類の補完情報

上記に掲げた参照書類としての「債券内容説明書（法人情報） 平成 29 事業年度」に記載された「事業等のリスク」その他の内容について、当該「債券内容説明書（法人情報） 平成 29 事業年度」の作成日以降本債券内容説明書（証券情報）作成日（令和元年 5 月 24 日）までの間において、変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、変更及び追加箇所は下線で示しております。

第1 法人の概況

3 事業の内容

(4) 事業の概要

【奨学金事業】

<貸与奨学金>

⑪ 貸与利率

(表3) 平成19年度以降の採用者で平成20年度以降に貸与終了する者に係る第二種奨学金の貸与利率と財政融資資金借入金利等推移表

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成20年4月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
5月	1.70%	1.10%	1.6%	1.8%	1.1%	1.1%
6月	1.90%	1.35%	1.8%	2.0%	1.3%	1.4%
7月	1.80%	1.30%	1.7%	1.9%	1.3%	1.3%
8月	1.65%	1.10%	1.5%	1.8%	1.1%	1.1%
9月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
10月	1.60%	1.00%	1.5%	1.7%	1.0%	1.0%
11月	1.65%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
12月	1.55%	0.90%	1.4%	1.7%	0.9%	0.9%
平成21年1月	1.40%	0.80%	1.3%	1.5%	0.8%	0.8%
2月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
3月	1.50%	0.80%	1.4%	1.6%	0.8%	0.8%
4月	1.57%	0.80%	1.4%	1.7%	0.8%	0.8%
5月	1.61%	0.90%	1.5%	1.7%	0.9%	0.9%
6月	1.67%	0.90%	1.5%	1.8%	0.9%	0.9%
7月	1.47%	0.70%	1.3%	1.6%	0.7%	0.7%
8月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
9月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
10月	1.47%	0.60%	1.3%	1.6%	0.6%	0.6%
11月	1.57%	0.70%	1.4%	1.7%	0.7%	0.7%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成22年1月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
2月	1.53%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
3月	1.52%	0.60%	1.3%	1.7%	0.6%	0.6%
4月	1.57%	0.60%	1.4%	1.7%	0.6%	0.6%
5月	1.47%	0.50%	1.3%	1.6%	0.5%	0.5%
6月	1.37%	0.46%	1.2%	1.5%	0.4%	0.5%
7月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
8月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.07%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
11月	1.17%	0.30%	1.0%	1.3%	0.3%	0.3%
12月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
平成23年1月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
2月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
3月	1.41%	0.60%	1.3%	1.5%	0.6%	0.6%
4月	1.47%	0.56%	1.3%	1.6%	0.5%	0.6%
5月	1.27%	0.50%	1.1%	1.4%	0.5%	0.5%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成23年6月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
7月	1.37%	0.50%	1.2%	1.5%	0.5%	0.5%
8月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
9月	1.27%	0.40%	1.1%	1.4%	0.4%	0.4%
10月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
11月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
12月	1.21%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
平成24年1月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
2月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
3月	1.17%	0.40%	1.0%	1.3%	0.4%	0.4%
4月	1.22%	0.40%	1.1%	1.3%	0.4%	0.4%
5月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
6月	1.08%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
8月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
9月	1.08%	0.26%	0.9%	1.2%	0.2%	0.3%
10月	1.03%	0.20%	0.8%	1.2%	0.2%	0.2%
11月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
12月	0.98%	0.20%	0.8%	1.1%	0.2%	0.2%
平成25年1月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
2月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
3月	1.08%	0.20%	0.9%	1.2%	0.2%	0.2%
4月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
5月	0.79%	0.30%	0.6%	0.9%	0.3%	0.3%
6月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
7月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
8月	1.09%	0.30%	0.9%	1.2%	0.3%	0.3%
9月	0.99%	0.30%	0.8%	1.1%	0.3%	0.3%
10月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
11月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
12月	0.89%	0.26%	0.7%	1.0%	0.2%	0.3%
平成26年1月	0.89%	0.30%	0.7%	1.0%	0.3%	0.3%
2月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
3月	0.82%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
4月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
5月	0.89%	0.20%	0.7%	1.0%	0.2%	0.2%
6月	0.83%	0.20%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%
7月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
8月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
9月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
10月	0.79%	0.20%	0.6%	0.9%	0.2%	0.2%
11月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
12月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
平成27年1月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
3月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
4月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
5月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%
6月	0.69%	0.10%	0.5%	0.8%	0.1%	0.1%
7月	0.69%	0.20%	0.5%	0.8%	0.2%	0.2%

貸与終了年月	第二種奨学金貸与利率		財政融資資金借入金利			
	利率固定方式	利率見直し方式	元金均等償還、半年賦、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間14年超15年以内、うち据置期間1年以内	元金均等償還、半年賦、5年金利見直しにおける当初5年間の金利、借入期間19年超20年以内、うち据置期間なし
平成27年8月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
9月	0.63%	0.10%	0.5%	0.7%	0.1%	0.1%
10月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
11月	0.59%	0.10%	0.4%	0.7%	0.1%	0.1%
12月	0.53%	0.10%	0.4%	0.6%	0.1%	0.1%
平成28年1月	0.49%	0.10%	0.3%	0.6%	0.1%	0.1%
2月	0.33%	0.10%	0.2%	0.4%	0.1%	0.1%
3月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
4月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
5月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
6月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
7月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
8月	0.10%	0.10%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
9月	0.16%	0.10%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
10月	0.06%	0.01%	0.01%	0.09%	0.01%	0.01%
11月	0.05%	0.01%	0.01%	0.07%	0.01%	0.01%
12月	0.15%	0.01%	0.06%	0.2%	0.01%	0.01%
平成29年1月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
3月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
4月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
5月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
8月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
9月	0.14%	0.01%	0.04%	0.2%	0.01%	0.01%
10月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
11月	0.23%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
12月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
平成30年1月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
3月	0.27%	0.01%	0.1%	0.3%	0.01%	0.01%
4月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
5月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
6月	0.23%	0.01%	0.09%	0.3%	0.01%	0.01%
7月	0.22%	0.01%	0.07%	0.3%	0.01%	0.01%
8月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
9月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
10月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
11月	0.33%	0.01%	0.2%	0.4%	0.01%	0.01%
12月	0.27%	0.01%	0.2%	0.3%	0.01%	0.01%
平成31年1月	0.22%	0.01%	0.06%	0.3%	0.01%	0.01%
2月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
3月	0.14%	0.01%	0.02%	0.2%	0.01%	0.01%
4月	0.153%	0.002%	0.06%	0.2%	0.002%	0.002%

(注) 利率固定方式による貸与利率が元金均等(期間15年うち据置1年及び期間20年うち据置なし)による借入利率に、また利率見直し方式による貸与利率が半年賦5年金利見直し貸付における当初5年間の借入金利にそれぞれ対応しています。

[ご参考1] 「日本学生支援債券」及び「日本育英会債券」発行の状況

日本学生支援債券

回号	発行年月日	発行額	年限	発行金利	償還年月日
第1回	平成16年7月5日	300億円	5年	年1.18%	平成21年9月18日
第2回	平成16年11月5日	300億円	5年	年0.70%	平成21年9月18日
第3回	平成17年2月4日	160億円	5年	年0.66%	平成22年3月19日
第4回	平成17年7月5日	400億円	5年	年0.62%	平成22年9月17日
第5回	平成17年11月4日	400億円	5年	年0.90%	平成22年9月17日
第6回	平成18年2月3日	300億円	5年	年0.94%	平成23年3月18日
第7回	平成18年7月5日	400億円	5年	年1.62%	平成23年9月20日
第8回	平成18年11月6日	400億円	5年	年1.52%	平成23年9月20日
第9回	平成19年2月5日	370億円	2年	年0.90%	平成21年3月19日
第10回	平成19年7月5日	400億円	2年	年1.19%	平成21年9月18日
第11回	平成19年11月6日	400億円	2年	年0.93%	平成21年9月18日
第12回	平成20年2月6日	370億円	2年	年0.69%	平成22年3月19日
第13回	平成20年7月9日	470億円	2年	年1.08%	平成22年9月17日
第14回	平成20年11月28日	400億円	3年	年1.04%	平成23年11月18日
第15回	平成21年2月6日	300億円	2年	年0.78%	平成23年1月20日
第16回	平成21年7月8日	400億円	2年	年0.502%	平成23年6月20日
第17回	平成21年11月9日	400億円	3年	年0.498%	平成24年9月20日
第18回	平成22年2月8日	370億円	2年	年0.317%	平成24年2月20日
第19回	平成22年7月7日	400億円	2年	年0.251%	平成24年7月20日
第20回	平成22年9月15日	400億円	2年	年0.231%	平成24年9月20日
第21回	平成22年11月9日	400億円	3年	年0.277%	平成25年11月20日
第22回	平成23年2月8日	400億円	2年	年0.300%	平成25年2月20日
第23回	平成23年7月7日	400億円	2年	年0.240%	平成25年7月19日
第24回	平成23年9月15日	400億円	2年	年0.201%	平成25年9月20日
第25回	平成23年11月9日	500億円	3年	年0.278%	平成26年11月20日
第26回	平成24年2月8日	400億円	2年	年0.236%	平成26年2月20日
第27回	平成24年7月9日	400億円	2年	年0.176%	平成26年7月18日
第28回	平成24年9月18日	500億円	2年	年0.151%	平成26年9月19日
第29回	平成24年11月7日	500億円	3年	年0.156%	平成27年11月20日
第30回	平成25年2月6日	400億円	2年	年0.150%	平成27年2月20日
第31回	平成25年6月7日	500億円	2年	年0.206%	平成27年6月19日
第32回	平成25年9月9日	400億円	2年	年0.161%	平成27年9月18日
第33回	平成25年11月7日	500億円	3年	年0.187%	平成28年11月18日
第34回	平成26年2月6日	400億円	2年	年0.141%	平成28年2月19日
第35回	平成26年6月9日	500億円	3年	年0.152%	平成29年6月20日
第36回	平成26年9月9日	500億円	2年	年0.111%	平成28年9月20日
第37回	平成26年11月7日	400億円	2年	年0.105%	平成28年11月18日
第38回	平成27年2月6日	400億円	2年	年0.100%	平成29年2月20日
第39回	平成27年6月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年6月20日
第40回	平成27年9月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年9月20日
第41回	平成27年11月9日	300億円	2年	年0.100%	平成29年11月20日
第42回	平成28年2月8日	300億円	2年	年0.099%	平成30年2月20日
第43回	平成28年6月8日	300億円	2年	年0.001%	平成30年6月20日
第44回	平成28年9月7日	300億円	2年	年0.001%	平成30年9月20日
第45回	平成28年11月9日	300億円	2年	年0.001%	平成30年11月20日
第46回	平成29年2月8日	300億円	2年	年0.001%	平成31年2月20日
第47回	平成29年6月7日	300億円	2年	年0.001%	令和元年6月20日
第48回	平成29年9月7日	300億円	2年	年0.001%	令和元年9月20日
第49回	平成29年11月8日	300億円	2年	年0.001%	令和元年11月20日
第50回	平成30年2月7日	300億円	2年	年0.001%	令和2年2月20日
第51回	平成30年6月7日	300億円	2年	年0.001%	令和2年6月19日
第52回	平成30年9月7日	300億円	2年	年0.001%	令和2年9月18日
第53回	平成30年11月7日	300億円	2年	年0.001%	令和2年11月20日
第54回	平成31年2月6日	300億円	2年	年0.001%	令和3年2月19日

[ご参考2] 民間金融機関からの借入の状況

平成30年度

短期借入金

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	満期日
平成30年5月24日	180,000	0.000%	平成30年6月7日	平成30年9月7日
平成30年6月25日	22,000	0.000%	平成30年7月9日	平成30年10月9日
平成30年8月24日	176,000	0.000%	平成30年9月7日	平成30年12月7日
平成30年9月21日	106,000	0.000%	平成30年10月9日	平成31年1月9日
平成30年10月24日	5,500	0.000%	平成30年11月7日	平成31年2月6日
平成30年11月22日	180,000	0.000%	平成30年12月7日	平成31年3月7日

長期借入金

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	満期日
平成30年12月19日	89,300	0.000%	平成31年1月9日	令和2年1月8日
平成31年1月23日	110,500	0.000%	平成31年2月6日	令和2年2月6日
平成31年2月21日	56,000	0.000%	平成31年3月7日	令和2年3月9日

平成31年度・令和元年度

短期借入金

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	満期日
平成31年4月23日	10,000	0.000%	令和元年5月14日	令和元年8月7日
令和元年5月27日	未定	未定	令和元年6月7日	令和元年9月9日
令和元年6月26日	未定	未定	令和元年7月9日	令和元年10月9日
令和元年7月25日	未定	未定	令和元年8月7日	令和元年11月7日
令和元年8月27日	未定	未定	令和元年9月9日	令和元年12月9日
令和元年9月26日	未定	未定	令和元年10月9日	令和2年1月8日
令和元年10月24日	未定	未定	令和元年11月7日	令和2年2月6日
令和元年11月26日	未定	未定	令和元年12月9日	令和2年3月9日

長期借入金

入札実施日	借入金額(百万円)	金利(%)	借入日	満期日
令和元年12月19日	未定	未定	令和2年1月8日	令和3年1月6日
令和2年1月24日	未定	未定	令和2年2月6日	令和3年2月8日
令和2年2月25日	未定	未定	令和2年3月9日	令和3年3月9日

3 事業等のリスク

(2) 国の政策に伴うリスク

③ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」平成30年度実施状況調査

(平成30年9月総務省行政管理局)に記載された今後の対応方針は以下のとおりです。

- 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用する。
- 上記1.以外の国際交流会館(札幌国際交流会館、金沢国際交流会館、福岡国際交流会館、大分国際交流会館)については、これまでどおり地方公共団体や大学等への売却に必要な手続を行うとともに、売却が困難である場合は、引き続き保有し続けた場合に将来的に発生する維持管理コストと収入を比較考量した上で、処分に向けて条件の見直しを図りつつ交渉を進めることとした。

その後、平成 27 年 5 月から 8 月にかけて売却のための一般競争入札を実施し、大分国際交流会館については平成 28 年 3 月、福岡国際交流会館については平成 28 年 6 月に引渡しを行った。応札者がなかった札幌国際交流会館、金沢国際交流会館については引き続き地方公共団体と譲渡に向けて調整を行い、札幌国際交流会館については平成 30 年 3 月、金沢国際交流会館については平成 30 年 4 月に引渡しを行った。

第 4 法人の状況

2 役員の状況

役員の定数は機構法第 7 条の規定により、理事長 1 人、理事 4 人以内及び監事 2 人を置くとされております。令和元年 5 月 24 日現在の役員は、次の通りです。

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	吉岡 知哉	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	昭和 51 年 4 月 東京大学法学部助手 昭和 55 年 4 月 立教大学法学部助手 昭和 56 年 4 月 立教大学法学部法学科専任講師 昭和 58 年 4 月 立教大学法学部法学科助教授 平成 2 年 4 月 立教大学法学部法学科教授 平成 8 年 4 月 立教大学法学部政治学科教授 平成 14 年 4 月 立教大学法学部長 平成 22 年 4 月 立教大学総長 平成 30 年 4 月 立教大学名誉教授 平成 31 年 4 月 本機構理事長
理事長 代理 理 事	大木 高仁	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 58 年 4 月 文部省採用 平成 24 年 1 月 文化庁文化部長 平成 25 年 4 月 文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当） 平成 26 年 2 月 大阪大学理事 平成 28 年 4 月 本機構理事（役員出向） 平成 29 年 7 月 本機構理事長代理・理事 平成 30 年 4 月 再任
理 事	米川 英樹	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 52 年 4 月 大阪大学人間科学部助手 昭和 55 年 4 月 大阪教育大学教育学部講師 昭和 60 年 4 月 大阪教育大学教育学部助教授 平成 10 年 4 月 大阪教育大学教育学部教授 平成 16 年 4 月 国立大学法人大阪教育大学留学生センター長（兼任） 平成 20 年 4 月 国立大学法人大阪教育大学附属学校部長（兼任） 平成 24 年 3 月 国立大学法人大阪教育大学退職 平成 24 年 4 月 本機構理事 平成 26 年 4 月 再任 平成 28 年 4 月 再任 平成 30 年 4 月 再任
理 事	吉田 真	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	昭和 54 年 7 月 日本育英会採用 平成 22 年 8 月 日本学生支援機構債権管理部長 平成 24 年 4 月 日本学生支援機構総務部長 平成 28 年 4 月 本機構理事 平成 30 年 4 月 再任
理 事	大谷 圭介	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 2 年 3 月 31 日	平成 2 年 4 月 文部省採用 平成 25 年 4 月 文部科学省生涯学習政策局調査企画課長 平成 25 年 7 月 文部科学省生涯学習政策局参事官 平成 27 年 8 月 文化庁文化財部伝統文化課長 平成 29 年 7 月 本機構理事（役員出向） 平成 30 年 4 月 再任
監 事	澤木 公義	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 事業年度の財務諸表承認日	昭和 60 年 4 月 学校法人駿河台大学設立準備室採用 平成 5 年 1 月 駿河台大学図書館司書長 平成 10 年 12 月 学校法人文化学園採用 平成 14 年 4 月 文化学園秘書室長 平成 26 年 4 月 本機構監事 平成 28 年 4 月 再任
監 事 (非常勤)	小川 千恵子	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 事業年度の財務諸表承認日	平成 3 年 10 月 センチュリー監査法人採用 平成 13 年 4 月 新日本監査法人さいたま事務所採用 平成 18 年 2 月 監査法人日本橋事務所採用 平成 22 年 7 月 リソース・グローバル・プロフェッショナルズ採用 平成 26 年 3 月 小川会計事務所開業 平成 26 年 4 月 本機構監事 平成 28 年 4 月 再任

3 コーポレートガバナンスの状況

(4) 評価

文部科学大臣による本機構の平成 29 年度における業務の実績に関する評価及び第 3 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価は、以下のようにになっております。

独立行政法人日本学生支援機構の平成 29 年度における業務の実績に関する評価

○全体の評定

B : 法人全体の評価に示す通り、全体として中期計画に定められた通り、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。

○法人全体に対する評価

以下に示すとおり、一部、中期目標に定められた以上の業務の進捗が認められるが、全体として、中期目標に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。

2 奨学金事業（4）返還金の回収促進②回収の取組・・・当年度分回収率について目標を達成しており、総回収率も中期計画に定められた目標を大きく上回っている。（当年度分回収率：平成 29 年度に計画値 95.97% 以上のところ 97% 達成、総回収率：平成 29 年度に計画値 82.97% のところ 87.7% 達成）

3 留学生支援事業（1）②日本留学試験の適切な実施・・・日本留学試験の応募者数について、平成 29 年度計画値の 46,500 人のところ計画値を 20% 超える 59,563 人が応募している。

5 その他附帯業務（2）寄附金事業の実施状況・・・学生支援の推進に資する事業（JASSO リサーチ）の創設や、前年度を超える寄附受入件数と寄附金額を達成するなど積極的に取り組んでいる。

○項目別評価における主要な課題、指摘事項など

特になし

○その他事項

平成 29 年度事業年度における機構の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

独立行政法人日本学生支援機構の第 3 期中期目標期間の終了時に見込まれる業務の実績に関する評価

○全体の評定

B : 法人全体の評価に示すとおり、全体として中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。

○法人全体に対する評価

以下に示すとおり、一部、中期目標に定められた以上の業務の進捗が認められるが、全体として、中期目標に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。

2 奨学金事業（4）返還金の回収促進②回収の取組・・・当年度分回収率について目標を達成しており、総回収率も中期計画に定められた目標を大きく上回っている。（当年度分回収率：中期目標期間中に 96%以上のところ 97%達成、総回収率：中期目標期間中に 83%のところ 87.7%達成）

3 留学生支援事業（1）②日本留学試験の適切な実施・・・日本留学試験の応募者数について、既に 229,001 人応募者が集まっており、中期目標の 219,394 人を達成している。

5 その他附帯業務（2）寄附金事業の実施状況・・・第二期中期目標期間の約 60%増の寄附を獲得して学生支援に資する事業を創設するなど積極的に取り組んでいる。

○項目別評価における主要な課題、指摘事項など

特になし

○その他事項

特になし

第3 参照書類を縦覧に供している場所

東京都新宿区市谷本村町 10-7

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所

なお参考書類は、本機構ホームページ(<https://www.jasso.go.jp/about/ir/saiken/setumeisho/index.html>)にも掲載します。